

			50.103.2～50.103.3 項及び 50.103.4 項のいずれか又は両 者を適用する。  JIS Z 4704：医用X線管装置 6.性能 (1)焦点寸法 (2)最大単発負荷定格
--	--	--	--

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たす ほか、使用材料の選定について、必要に 応じ、次の各号に掲げる事項について注 意が払われた上で、設計及び製造されて いなければならない。 一 毒性及び可燃性  二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び 検体との間の適合性  三 硬度、摩耗及び疲労度等	不適用  不適用  適用	発火や火災に対する防止策 が盛り込まれているため、発 火する可能性は殆どない。ま た、毒性/生体適合性に関 し、意図して生体組織、細胞 及び体液と接触する部分は、 一般的にこの機器にはない。  認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要 求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当 該医療機器の輸送、保管及び使用に携わ る者及び患者に対して汚染物質及び残留 物質（以下「汚染物質等」という。）が及 ぼす危険性を最小限に抑えるように設 計、製造及び包装されていなければなら ず、また、汚染物質等に接触する生体組 織、接触時間及び接触頻度について注意 が払われていなければならない。	不適用	汚染物質や残留物質が発生 する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当 該医療機器と同時に使用される各種材 料、物質又はガスと安全に併用できるよ う設計及び製造されていなければなら ず、また、医療機器の用途が医薬品の投 与である場合、当該医療機器は、当該医 薬品の承認内容及び関連する基準に照ら して適切な投与が可能であり、その用途 に沿って当該医療機器の性能が維持され るよう、設計及び製造されていなければ ならない。	不適用	通常の使用手順のなかで同 時に使用される各種材料、物 質及びガスを意図して使用 する機器ではない。また、医 薬品の投与を意図した機器 ではない。	

4 医療機器がある物質を必要な要素とし て含有し、当該物質が単独で用いられる 場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療 機器の性能を補助する目的で人体に作用 を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質 及び有効性は、当該医療機器の使用目的 に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又 は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的 に実行可能な限り、適切に低減するよう 設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般的に機器から溶出する 又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、 当該医療機器自体及びその目的とする使 用環境に照らして、偶発的にある種の物 質がその医療機器へ侵入する危険性又は その医療機器から浸出することにより発 生する危険性を、適切に低減できるよう 設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当 する項目に適合することを 示す。  認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要 求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入（足踏み 制御器を用いている場合、該 当）  JIS T 14971：医療機器ーリス クマネジメントの医療機器へ の適用
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造 工程は、患者、使用者及び第三者（医療 機器の使用にあたって第三者に対する感 染の危険性がある場合に限る。）に対する 感染の危険性がある場合、これらの危険 性を、合理的に実行可能な限り、適切に 除去又は軽減するよう、次の各号を考慮 して設計されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。  二 必要に応じ、使用中の医療機器から の微生物漏出又は曝露を、合理的に実 行可能な限り、適切に軽減すること。  三 必要に応じ、患者、使用者及び第三 者による医療機器又は検体への微生物 汚染を防止すること。	不適用	一般的に感染及び微生物汚 染に関するリスクがある機 器ではない。	
2 医療機器に生物由来の物質が組み込ま れている場合、適切な入手先、ドナー及 び物質を選択し、妥当性が確認されてい る不活性化、保全、試験及び制御手順に より、感染に関する危険性を、合理的か つ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む 機器ではない。	

3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	

滅菌されていなければならない。			
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせで使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておくなければならない。	適用（組み合わせを行う場合）	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受ける部分 56.11 c) 意図しない作動

二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS Z 4703 : 医用 X 線機械装置 通則 6 構造  JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分  JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的 要求事項 10.2.2 電源 (電源電圧の変動) 49 電源の遮断  JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的 要求事項-第 2 節 : 副通則-電磁 両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用	通常の状態で原材料、物質及びガスに接続する機器ではない。	
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的 要求事項 56.11 d) 液体の侵入
五 検体を誤認する危険性	不適用	検体を扱う機器ではない。	
六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	不適用	研究又は治療を行なう機器ではない。	
七 保守又は校正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971 : 医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていないと見なされる。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的 要求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態

			56 部品及び組立一般 で関連する部分 57 電源部 : 部品及び配置 59 構造及び配置  JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 25 飛散物
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的 要求事項 6.8.2 j) 環境保護
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第 10 条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS Z 4751-2-7 : 診断用 X 線高電圧装置-安全 50.102.1 自動露出制御のない 間欠モードでの放射線出力 の再現性 50.102.2 a) X 線条件の限定範囲 全体にわたる空気カーマの 直線性 50.102.2 b) 自動露出制御の 安定性 <sup>1)</sup> 50.103.1 管電圧の正確度 <sup>2)</sup> 50.103.2 管電流の正確度 <sup>2)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度 <sup>2)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確 度 <sup>2)</sup> <sup>1)</sup> : アナログ式で機能がある 場合に適用する。  <sup>2)</sup> : 該当する機能がある場合、 50.103.2~50.103.3 項及び 50.103.4 項のいずれか又は両 者を適用する。  JIZ Z 4704 : 医用 X 線管装置 6. 性能 (1) 焦点寸法  JIS Z 4703 : 医用 X 線機械装置

			通則 5. 性能 (1) 衝撃 (2) 許容差 (3) 安定性
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的 要求事項 6.3 g) 制御器及び計器の表示 (パラメータの数値表示)
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器第1部:安全に関する一般的 要求事項においてチェックリストの第11条第4項及び第5項で引用している項目。  JIS T 0601-1-3 : 医用電気機器第1部第3節:副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的 要求事項においてチェックリストの第11条第4項から第7項で引用している項目。  JIS Z 4751-2-7 : 診断用X線高電圧装置-安全において、チェックリストの第11条第5項から第7項で引用している項目

2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合には、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合には、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。ただし、JIS Z 4751-2-7 : 29.1.102 作動状態の表示に従いX線照射の確認できる機能を備えている。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合)  適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器第1部:安全に関する一般的 要求事項 29.2 (CRTが該当)  JIS T 0601-1-3 : 医用電気機器第1部第3節:副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的 要求事項 29.204 漏れ放射線 29.207 一次防護遮へい体 29.208 迷放射線に対する防護
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに掘付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器第1部:安全に関する一般的 要求事項 6.8.3. (a) 技術解説書 一般  JIS T 0601-1-3 : 医用電気機器第1部第3節:副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的 要求事項 6.8.201 項番への参照 (表202 附属文書に対する要求事項を述べた項番)  JIS Z 4751-2-7 : 診断用X線高電圧装置-安全 6.8.2 取扱説明書 a) 一般情報

<p>6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.202 X線ビーム範囲の制限及び表示 29.203 X線照射野と受像面との関係</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>1</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>1</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>1</sup></p> <p><sup>1</sup>：該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2～50.103.3項及び50.103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>50.101 電気及び放射線出力の表示</p>
<p>7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.201 線質 29.205 焦点皮膚間距離 29.206 X線ビームの減弱</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 29.1.102 作動状態の表示 29.1.103 X線出力の制限 29.1.104 過度のX線出力に対する保護手段</p> <p>医療用エックス線装置基準 (告示第75号平成13年3月22日、告示第126号平成14年3月27日、告示第127号平成14年3月27日)</p> <p>2 医療用エックス線装置 3 透視用エックス線装置<sup>1</sup> 4 撮影用エックス線装置 5. 胸部集団検診用間接撮影エックス線装置<sup>2</sup></p> <p><sup>1</sup>：腹部集団検診用X線診断装</p>

			<p>置及び胸・腹部集団検診用X線診断装置に適用する。</p> <p><sup>2</sup>：胸部集団検診用X線診断装置及び胸・腹部集団検診用X線診断装置で間接撮影エックス線装置に適用する。</p>
<p>8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていないと認められる。</p>	<p>不適用</p>	<p>電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。</p>	<p>（斜線）</p>
<p>(能動型医療機器に対する配慮)</p>			
<p>第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 49 電源の遮断 49.1 (異常作動及び故障状態)</p> <p>JIS Z 4703：医用X線機械装置 通則 6.3 動く部分</p> <p>JIS T 14971：医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	<p>（斜線）</p>
<p>3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないと認められる。</p>	<p>不適用</p>	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	<p>（斜線）</p>
<p>4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていないと認められる。</p>	<p>不適用</p>	<p>臨床パラメータをモニタする機器ではない。</p>	<p>（斜線）</p>
<p>5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていないと認められる。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.201 エミッション</p>

<p>6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ</p>
<p>7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置  JIS Z 4751-2-7：診断用 X線高電圧装置-安全 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧</p>
<p>(機械的危険性に対する配慮)</p>			
<p>第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構  JIS Z 4703：医用 X線機械装置通則 6. 構造</p>

<p>7. 安全</p>			
<p>2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる振動を発生する機器ではない。</p>	<p>/</p>
<p>3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる雑音を発生する機器ではない。</p>	<p>/</p>
<p>4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用(永久設置形機器でない場合)</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 56.3 a) 接続器の構造</p>
<p>5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 42. 過度の温度  JIS Z 4751-2-28：診断用 X線源装置及び X線管装置-安全 42 過度の温度</p>
<p>(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)</p>			
<p>第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を確保するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	<p>/</p>
<p>2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	<p>/</p>
<p>3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	<p>/</p>

場合に限り、患者も含む。) にとって、容易に理解できるものでなければならない。			
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかななければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に</p>	

			<p>関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用 X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用 X線高電圧装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4703：医用 X線機械装置通則 10. 取扱説明書</p> <p>JIS Z 4751-2-28：診断用 X線源装置及び X線管装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第0310003号 平成17年3月10日）</p> <p>JIS T 14971：医療機器-リスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第0331032号 平成17年3月31日）第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の10

基本要件適合性チェックリスト（腹部集団検診用一体型X線診断装置等基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への適用不適用	適合の方法	特定文書の確認
<p>（設計）</p> <p>第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能ないように設計及び製造されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>（リスクマネジメント）</p> <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <p>一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。</p> <p>二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。</p> <p>三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。</p> <p>四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。</p>	適用	<p>該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>

<p>（医療機器の性能及び機能）</p> <p>第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない。医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p>
<p>（製品の寿命）</p> <p>第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>（輸送及び保管等）</p> <p>第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>（医療機器の有効性）</p> <p>第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。</p> <p>便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>性能項目の文書： JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置—安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 a) X線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 50.102.2 b) 自動露出制御の安定性<sup>*1</sup> 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>*2</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>*2</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>*2</sup> <sup>*1</sup>：アナログ式で機能がある場合に適用する。 <sup>*2</sup>：該当する機能がある場合、50.103.2～50.103.3項及び50.103.4項のいずれか</p>

			又は両者を適用する。 JIS Z 4102：医用X線管 6.性能 (1)焦点寸法 (2)最大単発負荷定格
--	--	--	--

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。 一 毒性及び可燃性	不適用	発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。また、毒性/生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。	
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性	不適用		
三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるように設計及び製造されていなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医	不適用	通常の使用手順のなかで同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。また、医薬品の投与を意図した機器ではない。	

薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。			
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入（足踏み制御器を用いている場合、該当）  JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。  二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。  三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	

2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手前から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	

再使用が不可能であるようにされてなければならない。			
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	適用（組み合わせを行う場合）	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項

			<p>21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受ける部分 56.11 c) 意図しない作動</p> <p>JIS Z 4703 : 医用 X 線機械装置 通則 6 構造</p> <p>JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分</p>
<p>二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 49 電源の遮断</p> <p>JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ</p>
<p>三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>通常の状態で原材料、物質及びガスに接続する機器ではない。</p>	
<p>四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 56.11 d) 液体の侵入</p>
<p>五 検体を誤認する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>検体を扱う機器ではない。</p>	
<p>六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>研究又は治療を行なう機器ではない。</p>	
<p>七 保守又は較正が不可能な場合、使用</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格に従ってリ</p>	<p>JIS T 14971 : 医療機器-リ</p>

<p>材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性</p>		<p>スク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>スクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般で関連する部分 57 電源部:部品及び配置 59 構造及び配置</p> <p>JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 25 飛散物</p>
<p>3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6.8.2 j) 環境保護</p>
<p>(測定又は診断機能に対する配慮)</p>			
<p>第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>画像を提供する診断用医療機器である。</p>	
<p>2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS Z 4751-2-7 : 診断用 X 線高電圧装置-安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 a) X 線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 50.102.2 b) 自動露出制御の安定性<sup>1)</sup> 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>2)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>2)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>2)</sup></p> <p><sup>1)</sup>: アナログ式で機能がある場合に適用する。</p>

			<p>*2: 該当する機能がある場合、50.103.2~50.103.3項及び50.103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>JIS Z 4102: 医用X線管 6.性能 (1)焦点寸法</p> <p>JIS Z 4703: 医用X線機械装置通則 5.性能 (1)衝撃 (2)許容差 (3)安定性</p>
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6.3 g) 制御器及び計器の表示 (パラメータの数値表示)
(放射線に対する防壁)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項及び第5項で引用されている項目。</p> <p>JIS T 0601-1-3: 医用電気機器 第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項から第7項で引用している項目。</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全において、チェックリストの第11条第5項から第7項で引用している項目。</p>

2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。ただし、JIS Z 4751-2-7: 29.1.102 作動状態の表示に従いX線照射の確認できる機能を備えている。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合)  適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 29.2 (CRTが該当)  JIS T 0601-1-3: 医用電気機器 第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.204 漏れ放射線 29.207 一次防護遮へい体 29.208 迷放射線に対する防護
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6.8.3. (a) 技術解説書 一般</p> <p>JIS T 0601-1-3: 医用電気機器 第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6.8.201 項番への参照 (表202 附属文書に対する要求事項を述べた項番)</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全 6.8.2 取扱説明書</p>

<p>6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>a) 一般情報                  JIS T0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項                  29.202 X線ビーム範囲の制限及び表示                  29.203 X線照射野と受像面との関係                   JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全                  50.103.1 管電圧の正確度                  50.103.2 管電流の正確度<sup>1)</sup>                  50.103.3 負荷時間の正確度<sup>1)</sup>                  50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>1)</sup>  <sup>1)</sup>：該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2～50.103.3項及び50.103.4項のいずれか又は両者を適用する。                   50.101 電気及び放射線出力の表示</p>
<p>7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項                  29.201 線質                  29.205 焦点皮膚間距離                  29.206 X線ビームの減弱                   JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全                  29.1.102 作動状態の表示                  29.1.103 X線出力の制限                  29.1.104 過度のX線出力に対する保護手段                   医療用エックス線装置基準（告示第75号平成13年3月22日、告示第126号平成14年3月27日、告示第127号平成14年3月27日）                  2 医療用エックス線装置                  3 透視用エックス線装置<sup>1)</sup>                  4 撮影用エックス線装置                  5 胸部集団検用間接撮影エックス線装置<sup>2)</sup>   <sup>1)</sup>：腹部集団検診用一体型X線診断装置及び胸・腹部集団検診</p>

			<p>用一体型X線診断装置に適用する。   <sup>2)</sup>：胸部集団検診用一体型X線診断装置及び胸・腹部集団検診用一体型X線診断装置で間接撮影エックス線装置に適用する。</p>
<p>8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>(能動型医療機器に対する配慮)</p>			
<p>第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていないなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。                   認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項                  49 電源の遮断                  52.1 (異常作動及び故障状態)                   JIS Z 4703：医用X線機械装置通則                  6.3 動く部分                   JIS T 14971：医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>臨床パラメータをモニタする機器ではない。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験                  36.201 エミッション</p>

6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項-第2節: 副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置  JIS Z 4751-2-7: 診断用 X線高電圧装置-安全 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構  JIS Z 4703: 医用 X線機械装置通則

			6. 構造 7. 安全
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる振動を発生する機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。	
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	適用(永久設置形機器でない場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 56.3 a) 接続器の構造
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 42. 過度の温度  JIS Z 4751-2-28: 診断用 X線源装置及び X線管装置-安全 42 過度の温度
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を確保するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	

3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者（医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。）にとって、容易に理解できるものでなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱中、検体の取扱中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
（使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。）	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1： 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS T 0601-1-1： 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS T 0601-1-2： 医用電気機器 第1部：安全に関する一般

			<p>的要求事項—第2節：副通則—電磁両立性—要求事項及び試験</p> <p>6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-3： 医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項</p> <p>6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4751-2-7： 診断用X線高電圧装置—安全</p> <p>6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4703： 医用X線機械装置通則</p> <p>10. 取扱説明書</p> <p>JIS Z 4751-2-28： 診断用X線源装置及びX線管装置—安全</p> <p>6 標識、表示及び文書</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第0310003号 平成17年3月10日）</p> <p>JIS T 14971： 医療機器—リスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第0331032号 平成17年3月31日）第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の11

基本要件適合性チェックリスト（歯科集団検診用パノラマX線撮影装置等基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への適用/不適用	適合の方法	特定文書の確認
<p>(設計)</p> <p>第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(リスクマネジメント)</p> <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <p>一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。</p> <p>二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。</p> <p>三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。</p> <p>四 第二号に基づく危険性の除去を行っ</p>	適用	<p>該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>

<p>た後に残存する危険性を示すこと。</p> <p>(医療機器の性能及び機能)</p> <p>第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない、医療機器としての機能を発揮できるように設計、製造及び包装されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p>
<p>(製品の寿命)</p> <p>第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(輸送及び保管等)</p> <p>第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(医療機器の有効性)</p> <p>第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。</p> <p>便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>性能項目の文書： JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置—安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 間欠モードにおける直線性と安定性 a) X線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性<sup>*1</sup>  50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>*2</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>*2</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>*2</sup></p> <p><sup>*1</sup>: 管電流と撮影時間が固定値又は管電流時間積が固定値の場合は非適用。 <sup>*2</sup>: 該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2～</p>

			<p>103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>JIS Z 4102：医用X線管 6.性能 (1)焦点寸法</p> <p>デジタル受像器を用いる場合適用 JIS Z4752-3-4：医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法 第3-4部：受入試験 歯科用X線装置の画像性能 6.8 ラインペア解像度 6.9 低コントラスト解像度</p>
--	--	--	--

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

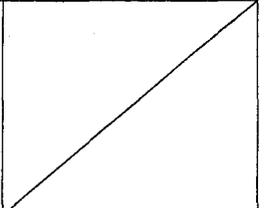
<p>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。</p> <p>一 毒性及び可燃性</p> <p>二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性</p> <p>三 硬度、摩耗及び疲労度等</p>	<p>不適用</p> <p>不適用</p> <p>適用</p>	<p>発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。また、毒性/生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 43.1 強度及び剛性</p>
<p>2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投</p>	<p>不適用</p>	<p>通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。また、医薬品の投与を意図した機器で</p>	

<p>与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。</p>		<p>はない。</p>	
<p>4 医療機器がある物質を必要な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>医薬品や薬剤は含有しない。</p>	
<p>5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。</p>	
<p>6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入（足踏み制御器を用いている場合、該当）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(微生物汚染等の防止)</p>			
<p>第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。</p> <p>一 取扱いを容易にすること。</p> <p>二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。</p> <p>三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。</p>	<p>不適用</p>	<p>一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。</p>	

2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	

再使用が不可能であるようにされてなければならない。			
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせで使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかななければならない。	適用（組み合わせを行う場合）	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項

<p>二 合理的に予測可能な外界からの影響 又は環境条件に関連する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受ける部分 56.11 c) 意図しない作動</p> <p>JIS Z 4703 : 医用 X 線機械装置 通則 6 構造</p> <p>JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分</p> <p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 49 電源の遮断</p> <p>JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イニテ1</p>
<p>三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>AP 類又は APG 類機器ではない。</p>	
<p>四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 56.11 d) 液体の侵入</p>
<p>五 検体を誤認する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>検体を扱う機器ではない。</p>	
<p>六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>研究又は治療を行なう機器ではない。</p>	
<p>七 保守又は校正が不可能な場合、使用</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格に従ってリ</p>	<p>JIS T 14971 : 医療機器-リス</p>

<p>材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性</p>		<p>スク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>クマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 で関連する部分 57 電源部:部品及び配置 59 構造及び配置</p> <p>JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 25 飛散物</p>
<p>3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6.8.2 j) 環境保護</p>
<p>(測定又は診断機能に対する配慮)</p>			
<p>第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>画像を提供する診断用医療機器である。</p>	
<p>2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置-安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 間欠モードにおける直線性と安定性 a) X 線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性<sup>*1</sup> 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>*2</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>*2</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>*2</sup></p> <p><sup>*1</sup>: 管電流と撮影時間が固定値又は管電流時間積が固定値の場合には非適用。 <sup>*2</sup>: 該当する設定又は表示の機</p>

			<p>能がある場合、50.103.2～103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>JIS Z4102：医用X線管 6.性能 (1)焦点寸法</p> <p>JIS Z 4703：医用X線機械装置通則 5.性能 (1)衝撃 (2)許容差 (3)安定性</p>
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6.3 g) 制御器及び計器の表示（パラメータの数値表示）
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項及び第5項で引用している項目</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項から第7項で引用している項目。</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全において、チェックリストの第11条第5項から第7項で引用している項目。</p>

2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。ただし、JIS Z 4751-2-7：29.1.102 作動状態の表示に従いX線照射の確認できる機能を備えている。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合)  適用(X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 29.2 (CRTが該当)</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.204 漏れ放射線 29.207 一次防護遮へい体 29.208 迷放射線に対する防護</p>
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6.8.3. (a) 技術解説書 一般</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6.8.201 項番への参照 (表202 附属文書に対する要求事項を述べた項番)</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全</p>

			6.8.2 取扱説明書 a) 一般情報
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.202 X線ビーム範囲の制限及び表示 29.203 X線照射野と受像面との関係  JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度 <sup>1)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度 <sup>1)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度 <sup>1)</sup> <sup>1)</sup> ：該当する機能がある場合、50.103.2～103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。  50.101電気及び放射線出力の表示
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.201 線質 29.205 焦点皮膚間距離 29.206 X線ビームの減弱  JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 29.1.102 作動状態の表示 29.1.103 X線出力の制限 29.1.104 過度のX線出力に対する保護手段  医療用エックス線装置基準 (告示第75号平成13年3月22日、告示第126号平成14年3月27日、告示第127号平成14年3月27日) 2 医療用エックス線装置 4 撮影用エックス線装置

8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要な応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。	
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 49 電源の遮断 52.1 (異常作動及び故障状態)  JIS Z 4703：医用X線機械装置通則 6.3 動く部分  JIS T 14971：医療機器-リスク管理が計画・実施されていることの適用
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。	不適用	臨床パラメータをモニタする機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.201 エミッション
6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ

<p>7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置—安全 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧</p>
<p>(機械的危険性に対する配慮)</p>			
<p>第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構</p> <p>JIS Z 4703：医用X線機械装置通則 6 構造 7 安全</p>

<p>2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる振動を発生する機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる雑音を発生する機器ではない。</p>	
<p>4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用(永久設置形機器でない場合)</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 56.3 a) 接続器の構造</p>
<p>5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 42. 過度の温度</p> <p>JIS Z 4751-2-28：診断用X線源装置及びX線管装置—安全 42 過度の温度</p>
<p>(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)</p>			
<p>第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保障するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	
<p>2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	

易に理解できるものでなければならない。			
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかななければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第2節：副通則 電磁両立性要求事項及び試験 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に</p>	

			<p>に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則 診断用 X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用 X線高電圧装置—安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4703：医用 X線機械装置通則 10. 取扱説明書</p> <p>JIS Z 4751-2-28：診断用 X線源装置及び X線管装置—安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第 0310003 号 平成 17 年 3 月 10 日）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第0331032号 平成17年3月31日）第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の12

基本要件適合性チェックリスト（アナログ式口外汎用歯科X線診断装置等基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への 適用/不適用	適合の方法	特定文書の確認
<p>(設計)</p> <p>第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(リスクマネジメント)</p> <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <p>一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。</p> <p>二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。</p> <p>三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。</p> <p>四 第二号に基づく危険性の除去を行っ</p>	適用	<p>該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>

<p>た後に残存する危険性を示すこと。</p> <p>(医療機器の性能及び機能)</p> <p>第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない。医療機器としての機能を発揮できるように設計、製造及び包装されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p>
<p>(製品の寿命)</p> <p>第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(輸送及び保管等)</p> <p>第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(医療機器の有効性)</p> <p>第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。</p> <p>便益性を検証するため、認知された規格に適合していることを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>性能項目の文書： JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置—安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 間欠モードにおける直線性と安定性 a) X線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 50.103.1 管電圧の正確度<sup>*)</sup> 50.103.2 管電流の正確度<sup>*)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>*)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>*)</sup></p> <p><sup>*)</sup>：該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2～103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>JIS Z 4102：医用X線管 6.性能</p>

			(1)焦点寸法 (2)最大単発負荷定格  デジタル受像器を用いる場合適用 JIS Z 4752-3-4：医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法 第3-4部：受入試験 歯科用X線装置の画像性能 5.8 ラインペア解像度 5.9 低コントラスト解像度
--	--	--	---

第二章 設計及び製造要求事項

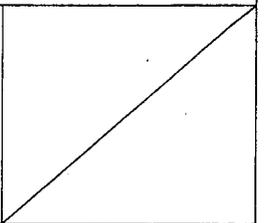
(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。 一 毒性及び可燃性  二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性  三 硬度、摩耗及び疲労度等	不適用  不適用  適用	発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。また、毒性/生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければ	不適用	通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。また、医薬品の投与を意図した機器ではない。	

ならない。			
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入（足踏み制御器を用いている場合、該当）  JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。  二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。  三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	

い。			
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてな	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	

ればならない。			
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせで使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかななければならない。	適用（組み合わせを行う場合）	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項

<p>二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受ける部分 56.11 c) 意図しない作動</p> <p>JIS Z 4703 : 医用 X 線機械装置通則 6 構造</p> <p>JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分</p> <p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的要求事項 10.2.2 電源 (電源電圧の変動) 49 電源の遮断</p> <p>JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的要求事項-第 2 節 : 副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 ミニエティ</p>
<p>三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>AP 類又は APG 類機器ではない。</p>	
<p>四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的要求事項 56.11 d) 液体の侵入</p>
<p>五 検体を誤認する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>検体を扱う機器ではない。</p>	
<p>六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>研究又は治療を行なう機器ではない。</p>	
<p>七 保守又は校正が不可能な場合、使用</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格に従ってリ</p>	<p>JIS T 14971 : 医療機器-リス</p>

<p>材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性</p>		<p>スク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>クマネジメンの医療機器への適用</p>
<p>2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的要求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般で関連する部分 57 電源部 : 部品及び配置 59 構造及び配置</p> <p>JIS Z 4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 25 飛散物</p>
<p>3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第 1 部 : 安全に関する一般的要求事項 6.8.2 j) 環境保護</p>
<p>(測定又は診断機能に対する配慮)</p>			
<p>第 10 条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>画像を提供する診断用医療機器である。</p>	
<p>2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS Z 4751-2-7 : 診断用 X 線高電圧装置-安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 間欠モードにおける直線性と安定性 a) X 線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>*)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>*)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>*)</sup> <sup>*)</sup>: 該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2~103.3 項及び 103.4 項のいずれか又は両者を適用する。 JIS Z 4102 : 医用 X 線管 6.性能</p>

			(1)焦点寸法 JIS Z 4703：医用X線機械装置通則 5. 性能 (1)衝撃 (2)許容差 (2)安定性
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6.3 g) 制御器及び計器の表示 (パラメータの数値表示)
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部 安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項及び第5項で引用している項目  JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 においてチェックリストの第11条第4項から第7項で引用している項目。  JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全において、チェックリストの第11条第5項から第7項で引用している項目。
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生のおそれ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制	不適用	正常な使用時において障害発生のおそれのある放射線を発生する装置ではない。	

御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。			
3 医療機器が、潜在的に障害発生のおそれのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合には、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生のおそれのある放射線を発生する装置ではない。 ただし、 JIS Z 4751-2-7：29.1.102 作動状態の表示に従いX線照射の確認できる機能を備えている。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合)  適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 29.2 (CRTが該当)  JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.204 漏れ放射線 29.207 一次防護遮へい体 29.208 迷放射線に対する防護
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6.8.3. (a) 技術解説書 一般  JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6.8.201 項番への参照 (表202 附属文書に対する要求事項を述べた項番)  JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 6.8.2 取扱説明書 a) 一般情報

<p>6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるように、設計及び製造されなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.202 X線ビーム範囲の制限及び表示 29.203 X線照射野と受像面との関係</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>1</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>1</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>1</sup> <sup>1</sup>：該当する機能がある場合、50.103.2～103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>50.101 電気及び放射線出力の表示</p>
<p>7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.201 線質 29.205 焦点皮膚間距離 29.206 X線ビームの減弱</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 29.1.102 作動状態の表示 29.1.103 X線出力の制限 29.1.104 過度のX線出力に対する保護手段</p> <p>医療用エックス線装置基準 (告示第75号平成13年3月22日、告示第126号平成14年3月27日、告示第127号平成14年3月27日) 2 医療用エックス線装置 4 撮影用エックス線装置</p>
<p>8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるように設計及び製</p>	<p>不適用</p>	<p>電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。</p>	<p></p>

<p>造されていないなければならない。</p>			
(能動型医療機器に対する配慮)			
<p>第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていないなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるように、適切な手段が講じられていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 49 電源の遮断 52.1 (異常作動及び故障状態)  JIS Z 4703：医用X線機械装置通則 6.3 動く部分  JIS T 14971：医療機器-リスク管理が計画・実施されていることの適用</p>
<p>2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	
<p>3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	
<p>4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>臨床パラメータをモニタする機器ではない。</p>	
<p>5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.201 エミッション</p>
<p>6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ</p>

<p>7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧</p>
<p>(機械的危険性に対する配慮)</p>			
<p>第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構</p> <p>JIS Z 4703：医用X線機械装置通則 6. 構造 7. 安全</p>
<p>2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる振動を発生する機器ではない。</p>	

<p>生ずる振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていない。</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる雑音を発生する機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用(永久設置形機器でない場合)</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 56.3 a) 接続器の構造</p>
<p>4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 42. 過度の温度</p> <p>JIS Z 4751-2-28：診断用X線源装置及びX線管装置-安全 42 過度の温度</p>
<p>(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)</p>			
<p>第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	
<p>2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていないなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	
<p>(自己検査医療機器等に対する配慮)</p>			

第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p>	

			<p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4703：医用X線機械装置通則 10. 取扱説明書</p> <p>JIS Z 4751-2-28：診断用X線源装置及びX線管装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第0310003号 平成17年3月10日）</p> <p>JIS T 14971：医療機器-リスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第0331032号 平成17年3月31日）第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の13

基本要件適合性チェックリスト（頭蓋計測用X線診断装置基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への 適用/不適用	適合の方法	特定文書の確認
<p>(設計)</p> <p>第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないように、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能ないように設計及び製造されていない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(リスクマネジメント)</p> <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <p>一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。</p> <p>二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。</p> <p>三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。</p> <p>四 第二号に基づく危険性の除去を行っ</p>	適用	<p>該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>

<p>後に残存する危険性を示すこと。</p> <p>(医療機器の性能及び機能)</p> <p>第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない。医療機器としての機能を発揮できるように設計、製造及び包装されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p>
<p>(製品の寿命)</p> <p>第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(輸送及び保管等)</p> <p>第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(医療機器の有効性)</p> <p>第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。</p> <p>便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>性能項目の文書： JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置—安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 間欠モードにおける直線性と安定性 a) X線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 b) 自動露出制御の安定性<sup>*)</sup> 50.103.1 管電圧の正確度<sup>*)</sup> 50.103.2 管電流の正確度<sup>*)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>*)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>*)</sup></p> <p><sup>*)</sup>：アナログ式で機能がある場合に適用する。 <sup>**)</sup>：該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2～103.3項及び103.4項のいす</p>

			れか又は両者を適用する。  JIS Z 4704 : 医用 X 線管装置 6. 性能 (1)焦点寸法 (2)最大単発負荷定格  デジタル受像器を用いる場合適用 JIS Z 4752-3-4 : 医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法 第3-4部:受入試験 歯科用 X 線装置の画像性能 7.8 ラインペア解像度 7.9 低コントラスト解像度
--	--	--	--

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

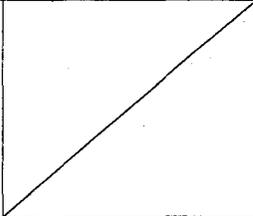
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていないなければならない。 一 毒性及び可燃性  二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性  三 硬度、摩耗及び疲労度等	不適用  不適用  適用	発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。また、毒性/生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていないとならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていないと認められる。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるように設計及び製造されていないと認められず、また、医療機器の用途が医薬品の投	適用 (AP 類及び APG 類機器の場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6章 可燃性麻酔剤の点火の危険に対する保護

与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていないと認められない。			
4 医療機器がある物質を必要な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するように設計及び製造されていないと認められない。	不適用	一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるように設計及び製造されていないと認められない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入 (足踏み制御器を用いている場合、該当)  JIS T 14971 : 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていないと認められない。 一 取扱いを容易にすること。  二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。  三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	

2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手前から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	

再使用が不可能であるようにされてなければならない。			
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていないなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかななければならない。	適用（組み合わせを行う場合）	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度

<p>二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受ける部分 56.11 c) 意図しない作動</p> <p>JIS Z 4703 : 医用 X 線機械装置通則 6 構造</p> <p>JIS Z4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分</p> <p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要 求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 49 電源の遮断</p>
<p>三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性</p>	<p>適用 (AP 類及び APG 類機器の場合)</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要 求事項-第2節:副通則-電磁 両立性-要求事項及び試験 36.202 イエティ</p>
<p>四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要 求事項 6章 可燃性麻酔剤の点火の 危険に対する保護</p>
<p>五 検体を誤認する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>検体を扱う機器ではない。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要 求事項 56.11 d) 液体の侵入</p>
<p>六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p>	<p>不適用</p>	<p>研究又は治療を行なう機器ではない。</p>	

<p>七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合は又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 14971 : 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要 求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般で関連する部分 57 電源部:部品及び配置 59 構造及び配置</p> <p>JIS Z4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 25 飛散物</p>
<p>3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要 求事項 6.8.2 j) 環境保護</p>
<p>(測定又は診断機能に対する配慮)</p>			
<p>第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>画像を提供する診断用医療機器である。</p>	
<p>2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高 電圧装置-安全 50.102.1 自動露出制御のない 間欠モードでの放射線出力の再 現性 50.102.2 間欠モードにおける 直線性と安定性 a) X 線条件の限定範囲全体に わたる空気カーマの直線性 b) 自動露出制御の安定性<sup>1)</sup> 50.103.1 管電圧の正確度<sup>2)</sup> 50.103.2 管電流の正確度<sup>2)</sup> 50.103.3 負荷時間<sup>2)</sup>の正確度<sup>2)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確 度<sup>2)</sup></p> <p><sup>1)</sup>: アナログ式で機能がある場合 に適用する。</p>

			<p>*2: 該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2～103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>JIS Z 4703: 医用X線機械装置通則 5. 性能 (1) 衝撃 (2) 許容差 (3) 安定性</p> <p>JIS Z 4704: 医用X線管装置 6. 性能 (1) 焦点寸法</p>
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6.3 g) 制御器及び計器の表示(パラメータの数値表示)
(放射線に対する防壁)			
第11条 医療機器は、その使用目的に浴び、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器第1部: 安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項及び第5項で引用している項目。</p> <p>JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項から第7項で引用している項目。</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全において、チェックリストの第11条第5項から第7項で引用している項目。</p>

2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。ただし、JIS Z 4751-2-7: 29.1.102 作動状態の表示に従いX線照射の確認できる機能を備えている。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器第1部: 安全に関する一般的要求事項 29.2 (CRTが該当)
	適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.204 漏れ放射線 29.207 一次防護遮へい体 29.208 迷放射線に対する防護
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器第1部: 安全に関する一般的要求事項 6.8.3. (a) 技術解説書 一般</p> <p>JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6.8.201 項番への参照 (表 202 附属文書に対する要</p>

			<p>求事項を述べた項番)</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置-安全</p> <p>6.8.2 取扱説明書</p> <p>a) 一般情報</p>
<p>6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-3: 医用電気機器 第1部第3節: 副通則-診断用 X 線装置における放射線防護に関する一般的要求事項</p> <p>29.202 X 線ビーム範囲の制限及び表示</p> <p>29.203 X 線照射野と受像面との関係</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置-安全</p> <p>50.103.1 管電圧の正確度</p> <p>50.103.2 管電流の正確度<sup>1)</sup></p> <p>50.103.3 負荷時間の正確度<sup>1)</sup></p> <p>50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>1)</sup></p> <p><sup>1)</sup>: 該当する機能がある場合、50.103.2~103.3 項及び 103.4 項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>50.101 電気及び放射線出力の表示</p>
<p>7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-3: 医用電気機器 第1部第3節: 副通則-診断用 X 線装置における放射線防護に関する一般的要求事項</p> <p>29.201 線質</p> <p>29.205 焦点皮膚間距離</p> <p>29.206 X 線ビームの減弱</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置-安全</p> <p>29.1.102 作動状態の表示</p> <p>29.1.103 X 線出力の制限</p> <p>29.1.104 過度の X 線出力に対する保護手段</p> <p>医療用エックス線装置基準 (告示第75号平成13年3月22日、告示第126号平成14年3月27日、告示第127号平成14年3月27日)</p> <p>2 医療用エックス線装置</p>

			4 撮影用エックス線装置
<p>8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。</p>	不適用	<p>電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。</p>	
(能動型医療機器に対する配慮)			
<p>第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムの一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項</p> <p>49 電源の遮断</p> <p>52.1 (異常作動及び故障状態)</p> <p>JIS Z 4703: 医用 X 線機械装置 通則</p> <p>6.3 動く部分</p> <p>JIS T 14971: 医療機器-リスク管理が計画・実施されていることの適用</p>
<p>2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。</p>	不適用	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	
<p>3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。</p>	不適用	<p>電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。</p>	
<p>4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されなければならない。</p>	不適用	<p>臨床パラメータをモニタする機器ではない。</p>	
<p>5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項-第2節: 副通則-電磁両立性-要求事項及び試験</p> <p>36.201 エミッション</p>

<p>6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要 求事項-第2節：副通則-電磁 両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ</p>
<p>7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要 求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギー の制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等 電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定 電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置  JIS Z 4751-2-7：診断用X線高 電圧装置-安全 15 電圧及び/又はエネルギー の制限 19 連続漏れ電流及び患者測 定電流 20 耐電圧</p>
<p>(機械的危険性に対する配慮)</p>			
<p>第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要 求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安 定性 25 飛散物 28 懸垂機構  JIS Z 4703： 医用X線機械装 置通則 6. 構造 7. 安全</p>

<p>2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる振動を発生する機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>リスクになる雑音を発生する機器ではない。</p>	
<p>4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用(永久設置形機器でない場合)</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要 求事項 56.3 a) 接続器の構造</p>
<p>5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要 求事項 42. 過度の温度  JIS Z 4751-2-28：診断用X線 源装置及びX線管装置-安全 42 過度の温度</p>
<p>(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)</p>			
<p>第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を確保するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	
<p>2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	
<p>3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないとてならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容</p>	<p>不適用</p>	<p>エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。</p>	

易に理解できるものでなければならない。			
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項-第2節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験</p>	

			<p>6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4703：医用X線機械装置 通則 10. 取扱説明書</p> <p>JIS Z 4751-2-28：診断用X線源装置及びX線管装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について（薬食発第0310003号 平成17年3月10日）</p> <p>JIS T 14971：医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。			
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について（薬食発第0331032号 平成17年3月31日）第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)別表の14  
基本要件適合性チェックリスト(頭蓋計測用一体型X線診断装置)

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能ないように設計及び製造されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限	適用	該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目においてチェックリストの第7条以降で引用している項目  JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 においてチェックリストの第7条以降で引用している項目  JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用

り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。			
(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない。医療機器としての機能を発揮できるように設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合には、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。  便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。	JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  性能項目の文書: JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置—安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 間欠モードにおける直線性と安定性 a) X線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 b) 自動露出制御の安定性 <sup>*1</sup> 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度 <sup>*2</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度 <sup>*2</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度 <sup>*2</sup>

\*1: アナログ式で機能がある場合に適用する。  
\*2: 該当する設定又は表示の

			機能がある場合、50.103.2～103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。  JIS Z 4102：医用X線管 6. 性能 (1) 焦点寸法  デジタル受像器を用いる場合適用する。 JIS Z 4752-3-4：医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法 第3-4部：受入試験 歯科用X線装置の画像性能 7.8 ラインペア解像度 7.9 低コントラスト解像度
--	--	--	---

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていないなければならない。			
一 毒性及び可燃性	不適用	発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。また、毒性/生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分はない、一般的にこの機器にはない。	
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性	不適用		
三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていない場合ならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていない場合。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていない場合ならず、また、医療機器の用途が医	不適用	通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。また、医薬品の投与を意図した機器ではない。	

薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていない場合。			
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていない場合。	不適用	一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるような設計及び製造されていない場合。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入（足踏み制御器を用いている場合に該当）  JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていない場合。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器でない。	
一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。			
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	

し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。			
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、医療機器に組み込まれたヒトかつ、ウイルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織はこの機器には含まれてはいない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であ	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	

るようになされてなければならない。			
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器でない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせられて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかななければならない。	適用（組み合わせを行う場合）	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 第1節：副通則 医用電気システムの安全要求事項
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21. 機械的強度 22. 動く部分 23. 表面、角及び縁 24. 正常な使用時における安定性 25. 飛散物 28. 懸垂機構

			<p>45. 圧力容器及び圧力を受ける部分 56.11 c) 意図しない作動</p> <p>JIS Z 4703: 医用 X 線機械装置通則 6. 構造</p> <p>JIS Z 4751-2-28: 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分</p>
二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 49. 電源の遮断</p> <p>JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項-第2節: 副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ</p>
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用	AP 類又は APG 類機器ではない。	
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 56.11 d) 液体の侵入</p>
五 検体を誤認する危険性	不適用	検体を扱う機器ではない。	
六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	不適用	研究又は治療を行う機器ではない。	
七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	<p>JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 25. 飛散物 42. 過度の温度 43. 火事の防止 52. 異常作動及び故障状態 56. 部品及び組立一般で関連する部分 57. 電源部: 部品及び配置 59. 構造及び配置</p>

			<p>JIS Z 4751-2-28: 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 25 飛散物</p>
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6.8.2 j) 環境保護</p>
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	<p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置-安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 間欠モードにおける直線性と安定性 a) X 線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 b) 自動露出制御の安定性<sup>1)</sup> 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>2)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>2)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>2)</sup> <sup>1)</sup>: アナログ式で機能がある場合に適用する。 <sup>2)</sup>: 該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2 ~103.3 項及び103.4 項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>JIS Z 4102: 医用 X 線管 6. 性能 (1) 焦点寸法</p> <p>JIS Z 4703: 医用 X 線機械装置通則 5. 性能 (1) 衝撃 (2) 許容差</p>

			(3) 安定性
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	画像を提供する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6.3 g) 制御器及び計器の表示 (パラメータの数値表示)
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第4項及び第11条第5項で引用している項目  JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項においてチェックリストの第1.1条第4項から第7項で引用している項目。  JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全において、チェックリストの第1.1条第3項及び第5項から第7項で引用している項目。
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	医療上その有用性が放射線の照射に伴うリスクを上回ると判断される特定の医療目的に使用される医療機器ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発	適用 (X	認知された規格・基準の該	JIS Z 4751-2-7: 診断用 X

生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	線を照射する場合)	当する項目に適合することを示す	線高電圧装置-安全 29.1.102 作動状態の表示
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合)  適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 29.2 (CRTが該当)  JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.204 漏れ放射線 29.207 一次防護遮へい体 29.208 迷放射線に対する防護
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されなければならない。	適用 (X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6.8.3. 技術解説書 a) 一般  JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6.8.201 項番への参照 (表202 附属文書に対する要求事項を述べた項番)  JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全 6.8.2 取扱説明書 a) 一般情報
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布 (又は線質) を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.202 X線ビーム範囲の制限及び表示 29.203 X線照射野と受像面との関係  JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度*1 50.103.3 負荷時間の正確度*1 50.103.4 管電流時間積の正確度*1  *1: 該当する機能がある場合、

			50.103.2~103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則-診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.201 線質 29.205 焦点皮膚間距離 29.206 X線ビームの減弱  JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全 29.1.102 作動状態の表示 29.1.103 X線出力の制限 29.1.104 過度のX線出力に対する保護手段  「医療用エックス線装置基準」(告示第75号平成13年3月22日) 2 医療用エックス線装置 4 撮影用エックス線装置
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要な応じ放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。	
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていなければならない。また、システムの一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 49 電源の遮断 52 異常作動及び故障状態  JIS Z 4703: 医用X線機械装置通則 6.3 動く部分  JIS T 14971: 医療機器-リスク管理が計画・実施されていることを示す。
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ	不適用	臨床パラメータをモニタす	

以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。			る機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項-第2節: 副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.201 エミッション	
6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項-第2節: 副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ	
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 7. 電源入力 13. 一般 14. 分類に関する要求事項 15. 電圧及び/又はエネルギーの制限 16. 外装及び保護カバー 17. 分離 18. 保護接地、機能接地及び等電位化 19. 連続漏れ電流及び患者測定電流 20. 耐電圧 52. 異常作動及び故障状態 56. 部品及び組立一般 57. 電源部 58. 保護接地 59. 構造及び配置  JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧	
(機械的危険性に対する配慮)				
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 21. 機械的強度 22. 動く部分 23. 表面、角及び縁 24. 正常な使用時における安定性 25. 飛散物 28. 懸垂機構  JIS Z 4703: 医用X線機	

			械装置通則 6. 構造 7. 安全
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる振動を発生する機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。	
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	適用(永久設置形機器でない場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 56.3 a) 接続器の構造
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 42. 過度の温度  JIS Z 4751-2-28: 診断用 X線源装置及び X線管装置 - 安全 42 過度の温度
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保障するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	

3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかななければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6. 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 第1節: 副通則 医用電気システムの安全要求事項 6. 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部: 安全に関する

			<p>る一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立性-要求事項及び試験</p> <p>6. 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節:副通則-診断用 X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X線高電圧装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4703: 医用 X線機械装置通則 10. 取扱説明書</p> <p>JIS Z 4751-2-28: 診断用 X線源装置及び X線管装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について (薬食発第 0310003号 平成 17年 3月 10日)</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和35年法律第145号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について (薬食発第 0331032号 平成 17年 3月 31日) 第2の1 別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）別表の30

基本要件適合性チェックリスト（X線管装置基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への適用不適用	適合の方法	特定文書の確認
<p>(設計)</p> <p>第1条 医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)</p> <p>JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(リスクマネジメント)</p> <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <p>一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。</p> <p>二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。</p> <p>三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。</p> <p>四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。</p>	適用	<p>該当機器に適用されるべき最新技術に立脚したJIS、その他の安全規格に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS Z 4751-2-28: 診断用X線源装置及びX線管装置-安全においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>

<p>(医療機器の性能及び機能)</p> <p>第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)</p>
<p>(製品の寿命)</p> <p>第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)</p> <p>JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(輸送及び保管等)</p> <p>第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)</p> <p>JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(医療機器の有効性)</p> <p>第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。</p> <p>便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。</p>	<p>JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>JIS Z 4704: 医用X線管装置における以下項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焦点寸法</li> <li>・最大単発負荷定格</li> </ul>

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的的特性等)			
<p>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。</p> <p>一 毒性及び可燃性</p>	不適用	<p>発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。</p>	
<p>二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性</p>	不適用	<p>毒性/生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。</p>	
<p>三 硬度、摩耗及び疲労度等</p>	適用	<p>認知された規格・基準の該当</p>	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器</p>

		する項目に適合することを示す。	第1部:安全に関する一般的要 求事項 43.1 強度及び剛性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	不適用	汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。また、医薬品の投与を意図した機器ではない。	
4 医療機器がある物質を必要な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や薬剤は含有しない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	使用目的の範囲において侵入、又は溶出のリスクはない。	
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格に適合する。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要 求事項 44.4 漏れ  JIS T 14971: 医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	

実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。  二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。  三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。			
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	

6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておくなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 第1節:副通則 医用電気システムの安全要求事項  <汎用性を意図した場合> JIS Z 4731: 医用X線装置用高電圧プラグ及びソケット  <特定使用を意図した場合> JIS Z 4751-2-28: 診断用X線源装置及びX線管装置-安全 6 標識、表示及び文書
第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければなら		認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用

らない 一 物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受ける部分 49.3 電源の遮断 56.11 c) 意図しない作動  JIS Z 4751-2-28: 診断用X線源装置及びX線管装置-安全における以下項目 45 圧力容器及び圧力を受ける部分
二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 49.3 電源の遮断  JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立 36.202 イミュニティ <sup>*)</sup> <sup>*)</sup> : 熱交換器付の場合に適用
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用	通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。	
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用

五 検体を誤認する危険性	不適用	示す。 検体を扱う機器ではない。	の適用
六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	不適用	所定の研究又は治療を行なう機器ではない。	
七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	不適用	保守が可能な機器である。	
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 で関連する部分 57 電源部: 部品及び配置 59 構造及び配置  JIS Z 4751-2-28: 診断用 X線源装置及び X線管装置-安全における以下項目 25 飛散物
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6.8.2 j) 環境保護
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	X線を発生する医療機器で、単独では診断及び測定機能をもたない。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS Z 4704: 医用 X線管装置における以下項目 ・焦点寸法
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準	不適用	性能が較正器又は標準物質	

物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遊及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。		の使用に依存している機器ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	X線を発生する診断用医療機器である。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	不適用	X線を発生する医療機器で、単独では診断及び測定機能をもたない。	
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第11条第5項で引用している項目。 JIS Z 4751-2-28: 診断用 X線源装置及び X線管装置-安全においてチェックリストの第11条第4項、第5項及び第7項で引用している項目。
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	特定の医療目的のため、障害発生恐れ又は潜在的な危険を生じるレベルの可視又は不可視放射線を照射する機器ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	不適用	単独で放射線を照射できる機器ではない。	
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用 (X線)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS Z 4751-2-28: 診断用 X線源装置及び X線管装置-安全 29. X線
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに掘付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	適用 (X線)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6.8.3. (a) 技術解説書 一般

い。			JIS Z 4751-2-28：診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 6. 標識、表示及び文書
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じて、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布（又は線質）を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	単独で照射線を制御する機能は有していない。	
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	医療用エックス線装置基準 (告示第 75 号平成 13 年 3 月 22 日、告示第 126 号平成 14 年 3 月 27 日、告示第 127 号平成 14 年 3 月 27 日) 2 医療用エックス線装置の障害防止の方法  JIS T0601-1-3：医用電気機器 第 1 部第 3 節：副通則-診断用 X 線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.201.3 X 線管装置のろ過
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要な照射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。	
(能動型医療機器に対する配慮)			
第 1 2 条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	本機器は電子プログラムシステムを内蔵していない。	
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。	不適用	本機器は内部電源をもたない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直結する機器ではない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システム	不適用	臨床パラメーターをモニタする機器ではない。	

ムが具備されていなければならない。			
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。	適用(熱交換器付きに限る)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第 1 部：安全に関する一般的要求事項-第 2 節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.201 エミッション
6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されなければならない。	適用(熱交換器付きに限る)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2：医用電気機器 第 1 部：安全に関する一般的要求事項-第 2 節：副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミューニティ
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に掘付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第 1 部：安全に関する一般的要求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護設置、機能設置及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置
(機械的危険性に対する配慮)			
第 1 3 条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。	不適用	本機器は外的可動部分がない。	
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。	不適用	リスクになる振動を発生する機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。	

えるよう設計及び製造されていなければならない。			
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式及び空圧式エネルギー源に接続する端末及び接続部をもたない。	
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS Z 4751-2-28: 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 42 過度の温度
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	

3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかななければならない。	不適用	自己検査医療機器、自己検査体外診断薬、自己投薬機器ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS T 0601-1-1-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 第1節: 副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS Z 4751-2-28: 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 6. 標識、表示及び文書  医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第 0310003 号 平成 17 年 3 月 10 日)  JIS T 14971: 医療機器-リスク管理が計画・実施されていることを示す。
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について(薬食発第 0331032 号 平成 17 年 3 月 31 日)第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）別表の 364

基本要件適合性チェックリスト（X線CT組合せ型循環器X線診断装置）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該規格への 適用/不適用	適合の方法	特定文書の確認
<p>（設計）</p> <p>第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能ないように設計及び製造されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>（リスクマネジメント）</p> <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内であると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <p>一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。</p> <p>二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。</p> <p>三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>循環器用X線装置部 JIS T0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>X線CT装置部 JIS Z 4751-2-44：医用X線CT装置—安全においてチェックリストの第7条以降で引用している項目</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>

<p>四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。</p> <p>（医療機器の性能及び機能）</p> <p>第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない。医療機器としての機能を発揮できるように設計、製造及び包装されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）</p>
<p>（製品の寿命）</p> <p>第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生する負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>（輸送及び保管等）</p> <p>第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。</p>	適用	<p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>（医療機器の有効性）</p> <p>第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。</p>	適用	<p>認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。</p> <p>便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。</p>	<p>JIS T 14971：医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>性能項目の文書： 循環器用X線装置部 JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置—安全 50.102.1 自動露出制御のない間欠モードでの放射線出力の再現性 50.102.2 a) X線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性 50.102.2 b) 自動露出制御の安定性<sup>1)</sup> 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度<sup>2)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度<sup>3)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>4)</sup></p> <p><sup>1)</sup>：アナログ式で機能がある場合に適用する。</p>

			<p>*2: 該当する機能がある場合、50.103.2~50.103.3項及び50.103.4項のいずれか又は両者を適用する。</p> <p>JIS Z4704: 医用X線管装置 6.性能 (1) 焦点寸法 (2) 最大単発負荷定格</p> <p>X線CT装置部 JIS Z4752-3-5: 医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法 - 第3-5部: 受入試験 - 医用X線CT装置性能項目としては以下が挙げられる。</p> <p>5.3 スライス厚 5.4 線量 5.5 ノイズ、均一性、平均CT値 5.6 空間分解能</p>
--	--	--	--

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

<p>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。</p> <p>一 毒性及び可燃性</p> <p>二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性</p> <p>三 硬度、摩耗及び疲労度等</p>	<p>不適用</p> <p>不適用</p> <p>適用</p>	<p>発火や火災に対する防止策が盛り込まれているため、発火する可能性は殆どない。また、毒性/生体適合性に関し、意図して生体組織、細胞及び体液と接触する部分は、一般的にこの機器にはない。</p>	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 43.1 強度及び剛性</p>
<p>2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質（以下「汚染物質等」という。）が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>汚染物質や残留物質が発生する機器ではない。</p>	

<p>3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるような設計及び製造されていなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用 (AP類及びAPG類機器の場合)</p>	<p>循環器用X線装置部 認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>X線CT装置部 通常の使用手順の中で同時に使用される各種材料、物質及びガスを意図して使用する機器ではない。 また、医薬品の投与を意図した機器ではない。</p>	<p>循環器用X線装置部 JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 6章 可燃性麻酔剤の点火の危険に対する保護</p>
<p>4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>医薬品や薬剤は含有しない。</p>	
<p>5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>一般的に機器から溶出する又は漏出する物質はない。</p>	
<p>6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるような設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項 44.4 漏れ 56.11 d) 液体の浸入 (足踏み制御器を用いている場合、該当)</p> <p>JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>(微生物汚染等の防止)</p>			
<p>第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。</p> <p>一 取扱いを容易にすること。</p>	<p>不適用</p>	<p>一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。</p>	

<p>二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は暴露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。</p> <p>三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。</p>			
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の物質を組み込む機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の組織、細胞及び物質を組み込む機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使	不適用	滅菌状態で出荷される機器	

<p>用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。</p>		ではない。	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	不適用	滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌を施さなければならない機器ではない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	一般的に感染及び微生物汚染に関するリスクがある機器ではない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)			
<p>医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせで使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わせられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておくなければならない。</p>	適用（組合せを行う場合）	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 第1節:副通則 医用電気システムの安全要求事項
<p>第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない</p> <p>一 物理的特性に関連した傷害の危険性</p>	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁

<p>二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構 45 圧力容器及び圧力を受ける部分 56.11 c) 意図しない作動</p> <p>循環器用 X 線装置部 JIS Z 4703 : 医用 X 線機械装置通則 6 構造</p> <p>JIS Z4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分</p> <p>X 線 CT 装置部 JIS Z 4751-2-44 : 医用 X 線 CT 装置-安全 22 動く部分 27.101 CT 装置の圧力駆動部の圧力変化</p> <p>JIS Z4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 45 圧力容器及び圧力を受ける部分</p> <p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 10.2.2 電源(電源電圧の変動) 49 電源の遮断</p> <p>JIS T 0601-1-2 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ</p> <p>X 線 CT 装置部 JIS Z 4751-2-44 : 医用 X 線 CT 装置-安全 10.2.2 電源</p>
---	-----------	-------------------------------------	--

<p>三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性</p> <p>四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性</p> <p>五 検体を誤認する危険性</p> <p>六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p> <p>七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性</p>	<p>適用 (AP 類及び APG 類機器の場合)</p> <p>適用</p> <p>不適用</p> <p>適用</p> <p>適用</p>	<p>循環器用 X 線装置部 認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p> <p>検体を扱う機器ではない。</p> <p>X 線 CT 装置部 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>X 線 CT 装置部 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> <p>循環器用 X 線装置部 特定保守管理医療機器である。</p>	<p>循環器用 X 線装置部 JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6章 可燃性麻酔剤の点火の危険に対する保護</p> <p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 56.11 d) 液体の侵入</p> <p>X 線 CT 装置部 JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>X 線 CT 装置部 JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用</p>
<p>2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていないなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 25 飛散物 42 過度の温度 43 火事の防止 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般で関連する部分 57 電源部:部品及び配置 59 構造及び配置</p> <p>JIS Z4751-2-28 : 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 25 飛散物</p>
<p>3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていないなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1 : 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6.8.2 j) 環境保護</p>
<p>(測定又は診断機能に対する配慮)</p>			
<p>第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼ</p>	<p>不適用</p>	<p>画像を提供する診断用医療機器である。</p>	<p></p>

<p>す可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p>			/
<p>2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p><u>循環器用 X 線装置部</u>                  JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置—安全                  50.102.1 自動露出制御のない開欠モードでの放射線出力の再現性                  50.102.2 a) X 線条件の限定範囲全体にわたる空気カーマの直線性                  50.102.2 b) 自動露出制御の安定性<sup>*1</sup>                  50.103.1 管電圧の正確度                  50.103.2 管電流の正確度<sup>*2</sup>                  50.103.3 負荷時間の正確度<sup>*2</sup>                  50.103.4 管電流時間積の正確度<sup>*2</sup>  <sup>*1</sup>: アナログ式で機能がある場合に適用する。  <sup>*2</sup>: 該当する機能がある場合、50.103.2~50.103.3 項及び 50.103.4 項のいずれか又は両者を適用する。                  JIS Z4703: 医用 X 線機械装置通則                  5. 性能                  (1) 衝撃                  (2) 許容差                  (3) 安定性                  JIZ Z4704: 医用 X 線管装置                  6. 性能                  (1) 焦点寸法  <u>X 線 CT 装置部</u>                  JIS Z4752-3-5: 医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法 - 第 3-5 部: 受入試験 - 医用 X 線 CT 装置性能項目として以下が挙げられる。                  5.3 スライス厚                  5.4 線量</p>

			<p>5.5 ノイズ、均一性、平均CT値 5.6 空間分解能</p>
<p>3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の溯及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>性能が較正器又は標準物質の使用に依存している機器ではない。</p>	/
<p>4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。</p>	<p>不適用</p>	<p>画像を提供する診断用医療機器である。</p>	/
<p>5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。</p>	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器第 1 部: 安全に関する一般的要求事項 6.3 g) 制御器及び計器の表示 (パラメータの数値表示)</p>
(放射線に対する防御)			
<p>第 11 条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。</p>	<p>適用</p>	<p>認知された規格・基準の該当項目に適合することを示す。</p>	<p><u>循環器用 X 線装置</u>                  JIS T 0601-1: 医用電気機器第 1 部: 安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第 11 条第 4 項及び第 5 項で引用している項目                  JIS T0601-1-3: 医用電気機器第 1 部第 3 節: 副通則—診断用 X 線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 においてチェックリストの第 11 条第 4 項から第 7 項で引用している項目                  JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置—安全において、チェックリストの第 11 条第 5 項から第 7 項で引用している項目  <u>X 線 CT 装置部</u>                  JIS T 0601-1: 医用電気機器第 1 部: 安全に関する一般的要求事項 29 X 線                  JIS T 0601-1-3: 医用電気機器第 1 部: 安全に関する一般的要求事項—第 3 節: 副通則—診断用 X 線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29 X 線</p>

			JIS Z4751-2-44：医用X線CT装置—安全 29 X線
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	循環器用X線装置 正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。  X線CT装置 医療上その有用性が放射線の照射に伴うリスクを上回ると判断される特定の医療目的に使用される医療機器ではない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。	適用(X線を照射する場合)	循環器用X線装置 正常な使用時において障害発生恐れのある放射線を発生する装置ではない。 ただし、 JIS Z4751-2-7：29.1.102 作動状態の表示に従いX線照射の確認できる機能を備えている。  X線CT装置 認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	X線CT装置部 JIS Z4751-2-44：医用X線CT装置—安全 29.1.106 操作可能状態の制御及び表示
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用 (CRTを有する機器の場合)  適用(X線を照射する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。  認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 29.2 (CRTが該当)  循環器用X線装置部 JIS T0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.204 漏れ放射線 29.207 一次防護遮へい体 29.208 迷放射線に対する防護  X線CT装置部 JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項—第3節：副通則—診断用X線装置における放射線

			防護に関する一般的要求事項 29.204 漏れ放射線 29.208 迷放射線に対する防護  JIS Z4751-2-44：医用X線CT装置—安全 29.208 迷放射線に対する防護
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 6.8.3.a) 技術解説書 一般  循環器用X線装置部 JIS T0601-1-3：医用電気機器 第1部第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6.8.201 項番への参照 (表202 附属文書に対する要求事項を述べた項番)  JIS Z 4751-2-7：診断用X線高電圧装置—安全 6.8.2 取扱説明書 a) 一般情報 X線CT装置部 JIS T 0601-1-3：医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項—第3節：副通則—診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6.8.201 (附属文書中の項) 29.201.3 管装置のろ過 29.201.4 X線源装置のろ過 29.201.6 フィルムの性質の表示 29.205.3 附属文書中の情報 29.207.1 要求事項 (一次防護遮へい体)  JIS Z 4751-2-44：医用X線CT装置—安全 6.8.2 取扱説明書 29.1.102.1 線量の記載 29.1.103 線量情報 29.201.5 X線装置における総ろ過 29.202.101.b) (スライス面の表示及び位置) 29.204.2 基準X線照射条件 29.208.101 附属文書での記述(迷放射線に対する防護)

			50.101 X線出力の正確度  JIS Z4751-2-28: 診断用X線源装置及びX線管装置 - 安全 6.1 c) 3) 公称焦点値(外側の表示) 6.8.3 bb) 3) 公称焦点値(技術解説書)
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	循環器用X線装置部 JIS T0601-1-3: 医用電気機器第1部第3節: 副通則 - 診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.202 X線ビーム範囲の制限及び表示 29.203 X線照射野と受像面との関係  JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全 50.103.1 管電圧の正確度 50.103.2 管電流の正確度 <sup>1)</sup> 50.103.3 負荷時間の正確度 <sup>1)</sup> 50.103.4 管電流時間積の正確度 <sup>1)</sup> <sup>1)</sup> : 該当する設定又は表示の機能がある場合、50.103.2~103.3項及び103.4項のいずれか又は両者を適用する。  50.101 電気及び放射線出力の表示  X線CT装置部 JIS Z 4751-2-44: 医用X線CT装置-安全 6.8.2 取扱説明書 29.1.102.1 線量の記載 29.1.103 線量情報 29.201.5 X線装置における総ろ過 29.202.101.b) (スライス面の表示及び位置) 29.204.2 基準X線照射条件 29.208.101 附属文書での記述(迷放射線に対する防護) 50.101 X線出力の正確度
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置 - 安全 29.1.105 外部のインタロックの接続  循環器用X線装置部 JIS T0601-1-3: 医用電気機器

			第1部第3節: 副通則 - 診断用X線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 29.201 線質 29.205 焦点皮膚間距離 29.206 X線ビームの減弱  JIS Z 4751-2-7: 診断用X線高電圧装置-安全 29.1.102 作動状態の表示 29.1.103 X線出力の制限 29.1.104 過度のX線出力に対する保護手段  「医療用エックス線装置基準」(告示第75号平成13年3月22日、告示第126号平成14年3月27日、告示第127号平成14年3月27日) 2 医療用エックス線装置 3 透視用エックス線装置 4 撮影用エックス線装置  X線CT装置部 「医療用エックス線装置基準」(告示第75号平成13年3月22日、告示第126号平成14年3月27日)  JIS Z 4751-2-44: 医用X線CT装置-安全 50.101 X線出力の正確度
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	電離放射線を照射する治療用医療機器ではない。	
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられている。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器第1部: 安全に関する一般的要求事項 49 電源の遮断 52 異常作動及び故障状態  循環器用X線装置部 JIS Z4703: 医用X線機械装置通則 6.3 動く部分

なければならない。			<p>X線 CT 装置部 JIS Z 4751-2-44 : 「医用 X 線 CT 装置-安全」 22 動く部分 29 X 線 50.101 X 線出力の正確度 50.102.b) 記録済み検査データの正確度の関連部分</p> <p>JIS T 14971: 医療機器-リスク管理が計画・実施されていることを示す。</p>
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていないなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないなければならない。	不適用	電源状態が患者の安全に直接影響を及ぼさない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていないなければならない。	不適用	臨床パラメータをモニタする機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていないなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則1-電磁両立性-要求事項及び試験 36.201 エミッション</p>
6 医療機器は、意図された方法で操作できるように、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていないなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則1-電磁両立性-要求事項及び試験 36.202 イミュニティ</p>
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていないなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 7 電源入力 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー</p>

			<p>17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置</p> <p>循環器用 X 線装置部 JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置 - 安全 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧</p> <p>X 線 CT 装置部 JIS Z 4751-2-44 : 医用 X 線 CT 装置-安全 15-20 第三章 電撃の危険に対する保護 56 部品及び組立一般 57 電源部</p>
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されていないなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 21 機械的強度 22 動く部分 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性 25 飛散物 28 懸垂機構</p> <p>循環器用 X 線装置部 JIS Z 4703: 医用 X 線機械装置通則 6 構造 7 安全</p> <p>X 線 CT 装置部 JIS Z 4751-2-44 : 「医用 X 線 CT 装置-安全」 22 動く部分</p>

			27 空気力及び水力
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる振動を発生する機器ではない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	リスクになる雑音を発生する機器ではない。	
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	適用(永久設置形機器でない場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 56.3 a) 接続機の構造
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 42. 過度の温度  循環器用 X 線装置 JIS Z 4751-2-28: 診断用 X 線源管装置及び X 線管装置—安全 42 過度の温度
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を確保するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が備わっているなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていないと認められる場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	

使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとつて、容易に理解できるものでなければならぬ。			
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投票医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査医療機器等ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 第1節:副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項  JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項—第2節:副通則—電磁両立性—要求事項及び試験

			<p>6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>「医療機器の添付文書の記載要領について」(薬食発第0310003号 平成17年3月10日)</p> <p><u>循環器用 X 線装置</u> JIS T0601-1-3: 医用電気機器 第1部第3節: 副通則-診断用 X 線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z 4751-2-7: 診断用 X 線高電圧装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p>JIS Z4703: 医用 X 線機械装置 通則 10. 取扱説明書</p> <p>JIS Z 4751-2-28: 診断用 X 線源装置及び X 線管装置-安全 6 標識、表示及び文書</p> <p><u>X 線 CT 装置部</u> JIS T 0601-1-3: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要求事項-第3節: 副通則- 診断用 X 線装置における放射線防護に関する一般的要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS Z 4751-2-44: 医用 X 線 CT 装置-安全 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附属文書に関する要求事項</p> <p>JIS Z4751-2-28: 診断用 X 線源装置及び X 線管装置 - 安全 6.1 c) 3) 公称焦点値(外側の表示) 6.8.3 bb) 3) 公称焦点値(技術解説書)</p>
--	--	--	---

		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準にしたがってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について(薬食発第0331032号 平成17年3月31日)第2の1別紙2
2. 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従って実行されなければならない。	不適用	基準適合品である。	/

## 医療機器の認証基準に関する基本的考え方について

平成17年4月に施行された改正薬事法においては、厚生労働大臣による製造販売承認制度に代えて、厚生労働大臣の登録を受けた認証機関（登録認証機関）による製造販売認証制度が導入されている。「認証基準」に適合する医療機器については、その製造販売に当たって、登録認証機関の認証を受けなければならないこととされている。

「認証基準」とは、登録認証機関がその基準への適合性を確認することにより認証審査を行う医療機器に関する基準をいう。

### 〔内容〕

- ・ 適用範囲  
対象となる医療機器を一般的名称で指定
- ・ 技術基準  
日本工業規格（JIS）
- ・ 使用目的、効能又は効果  
基準の対象となる使用目的、効能又は効果を限定
- ・ 基本要件への適合性  
基本要件の各規定ごとにチェックリストを作成
- ・ その他  
構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、基準に適合しないものとする。

### 【参考】改正薬事法において制定された医療機器の認証基準の数

413（一般的名称にして835）

【参考】医療機器に係るカテゴリー

国際分類	リスクによる医療機器の分類	分類	リスク	製造販売規制
クラスⅠ	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが極めて低い</u> と考えられるもの (例) 体外診断用機器、鋼製小物、X線フィルム、歯科技工用用品	一般 医療機器	極めて 低い	承認・認証不要 (届出/自己認証)
クラスⅡ	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが比較的低い</u> と考えられるもの (例) MRI、電子式血圧計、電子内視鏡、消化器用カテーテル、 超音波診断装置、歯科用合金	管理 医療機器	低	登録認証機関による認証 (認証基準に適合する ものに限る。)
クラスⅢ	不具合が生じた場合、 <u>人体へのリスクが比較的高い</u> と考えられるもの (例) 透析器、人工骨・関節、人工呼吸器、バルーンカテーテル	高度管理 医療機器	中・高	大臣による承認 (総合機構による審査)
クラスⅣ	患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、 <u>生命の危険に直結するおそれがあるもの</u> (例) ペースメーカー、人工心臓弁、ステント			

## X線画像診断装置関係認証基準案について

### ○ 今回の改正について（概要）

現行の認証基準において技術基準として定められている日本工業規格JIS Z 4701、JIS Z 4702、JIS Z 4704、JIS Z 4711は、対応する国際規格であるIECの翻訳規格ではなく、複数のIECの内容を含む等、国際一致規格ではない。今般、日本工業規格の国際整合化を図るため、上記の日本工業規格の安全に関連する要求項目について、対応するIECの翻訳規格となる日本工業規格JIS T 060 1-1-3、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28が制定された。これを受け、認証基準における技術基準についても国際規格との整合を図ることを目的として、技術基準を変更するものである。また、基本要件基準適合性チェックリストについても、引用する日本工業規格及び項番号等の変更を行うものである。

基準名	移動型アナログ式汎用X線診断装置等認証基準（案）
対象医療機器の一般的名称とその定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動型アナログ式汎用X線診断装置</li> <li>○ ポータブルアナログ式汎用X線診断装置</li> <li>○ ポータブルデジタル式汎用X線診断装置</li> <li>○ 据置型アナログ式汎用X線診断装置</li> <li>○ 据置型デジタル式汎用X線診断装置</li> <li>○ 移動型デジタル式汎用X線診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、 効能又は効果	<p>人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>
基準の概要	<p>日本工業規格JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。</p>
備考	

基準名	移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置等認証基準(案)
対象医療機器の一般的名称とその定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置</li> <li>○ ポータブルアナログ式汎用一体型X線診断装置</li> <li>○ ポータブルデジタル式汎用一体型X線診断装置</li> <li>○ 据置型アナログ式汎用一体型X線診断装置</li> <li>○ 据置型デジタル式汎用一体型X線診断装置</li> <li>○ 移動型デジタル式汎用一体型X線診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、 効能又は効果	<p>人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>
基準の概要	<p>日本工業規格JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。</p>
備考	

基準名	乳房撮影組合せ型X線診断装置認証基準（案）
対象医療機器の 一般的名称と その定義	○ 乳房撮影組合せ型X線診断装置 一般的名称の定義は別紙のとおりである。
使用目的、 効能又は効果	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用 又はそのいずれかを利用し、1台のX線高電圧装置を切 換えて使用することで、乳房画像又は人体画像の診療情 報を提供すること。
基準の概要	日本工業規格JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751 -2-7、JIS Z 4751-2-28、JIS Z 4751-2-45を技術基準とし て認証基準を作成するものである。
備考	

基準名	据置型アナログ式汎用X線透視診断装置等認証基準（案）
対象医療機器の一般的名称とその定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 据置型アナログ式汎用X線透視診断装置</li> <li>○ 移動型アナログ式汎用X線透視診断装置</li> <li>○ ポータブルアナログ式汎用X線透視診断装置</li> <li>○ 移動型デジタル式汎用X線透視診断装置</li> <li>○ ポータブルデジタル式汎用X線透視診断装置</li> <li>○ 据置型デジタル式汎用X線透視診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、効能又は効果	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
基準の概要	日本工業規格JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。
備考	

基準名	据置型アナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置等認証基準 (案)
対象医療機器の 一般的名称と その定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 据置型アナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置</li> <li>○ 移動型アナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置</li> <li>○ ポータブルアナログ式汎用一体型 X 線透視診断装置</li> <li>○ 移動型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置</li> <li>○ ポータブルデジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置</li> <li>○ 据置型デジタル式汎用一体型 X 線透視診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、 効能又は効果	透視撮影を目的とし、人体を透過した X 線の蛍光作用、 写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画 像情報を診療のために提供すること。
基準の概要	日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 475 1-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成 するものである。
備考	

基準名	移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置等認証基準 (案)
対象医療機器の 一般的名称と その定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置</li> <li>○ 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置</li> <li>○ 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置</li> <li>○ 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、 効能又は効果	循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
基準の概要	日本工業規格JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。
備考	

基準名	据置型アナログ式乳房用X線診断装置等認証基準（案）
対象医療機器の 一般的名称と その定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 据置型アナログ式乳房用X線診断装置</li> <li>○ ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置</li> <li>○ 移動型アナログ式乳房用X線診断装置</li> <li>○ 据置型デジタル式乳房用X線診断装置</li> <li>○ 移動型デジタル式乳房用X線診断装置</li> <li>○ ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、 効能又は効果	乳房を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して乳房画像情報を診療のために提供すること。
基準の概要	日本工業規格JIS Z 4751-2-45を技術基準として認証基準を作成するものである。
備考	

基準名	移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置等認証基準（案）
対象医療機器の一般的名称とその定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置</li> <li>○ 移動型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置</li> <li>○ 据置型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置</li> <li>○ 据置型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、効能又は効果	<p>泌尿器及び婦人科用又はそのいずれかの透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>
基準の概要	<p>日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。</p>
備考	

基準名	腹部集団検診用 X 線診断装置等認証基準（案）
対象医療機器の 一般的名称と その定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腹部集団検診用 X 線診断装置</li> <li>○ 胸部集団検診用 X 線診断装置</li> <li>○ 胸・腹部集団検診用 X 線診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、 効能又は効果	<p>集団検診を目的に、人体を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>
基準の概要	<p>日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28 を技術基準として認証基準を作成するものである。</p>
備考	

基準名	腹部集団検診用一体型X線診断装置等認証基準（案）
対象医療機器の一般的名称とその定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腹部集団検診用一体型X線診断装置</li> <li>○ 胸部集団検診用一体型X線診断装置</li> <li>○ 胸・腹部集団検診用一体型X線診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、効能又は効果	<p>集団検診を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。</p>
基準の概要	<p>日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。</p>
備考	

基準名	歯科集団検診用パノラマX線撮影装置等認証基準（案）
対象医療機器の一般的名称とその定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科集団検診用パノラマX線撮影装置</li> <li>○ アナログ式歯科用パノラマX線診断装置</li> <li>○ デジタル式歯科用パノラマX線診断装置</li> <li>○ アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置</li> <li>○ デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置</li> </ul> <p>各一般的名称の定義は別紙のとおりである。</p>
使用目的、 効能又は効果	<p>人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部又は歯牙及び顎部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。</p>
基準の概要	<p>日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。</p>
備考	

基準名	アナログ式口外汎用歯科 X 線診断装置等認証基準（案）
対象医療機器の 一般的名称と その定義	○ アナログ式口外汎用歯科 X 線診断装置 ○ デジタル式口外汎用歯科 X 線診断装置 各一般的名称の定義は別紙のとおりである。
使用目的、 効能又は効果	人体の頭部を透過した X 線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための歯牙及び顎部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。
基準の概要	日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。
備考	

基準名	頭蓋計測用X線診断装置認証基準（案）
対象医療機器の 一般的名称と その定義	○ 頭蓋計測用X線診断装置 一般的名称の定義は別紙のとおりである。
使用目的、 効能又は効果	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
基準の概要	日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。
備考	

基準名	頭蓋計測用一体型X線診断装置認証基準（案）
対象医療機器の一般的名称とその定義	○ 頭蓋計測用一体型X線診断装置 一般的名称の定義は別紙のとおりである。
使用目的、 効能又は効果	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
基準の概要	日本工業規格JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基準を作成するものである。
備考	

基準名	X線管装置認証基準（案）
対象医療機器の 一般的名称と その定義	○ X線管装置 一般的名称の定義は別紙のとおりである。
使用目的、 効能又は効果	電気入力を診療の手段となるX線出力へと変換し、一部 冷却用の熱交換器も含む電気機器であること。
基準の概要	日本工業規格JIS Z 4751-2-28を技術基準として認証基 準を作成するものである。
備考	

基準名	X線CT組合せ型循環器X線診断装置認証基準（案）
対象医療機器の 一般的名称と その定義	○ X線CT組合せ型循環器X線診断装置 一般的名称の定義は別紙のとおりである。
使用目的、 効能又は効果	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための歯牙及び顎部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。
基準の概要	日本工業規格 JIS T 0601-1-3、JIS Z 4703、JIS Z 4751-2-7、JIS Z 4751-2-28、JIS Z 4751-2-44を技術基準として認証基準を作成するものである。
備考	

認証基準新旧対照表

別表

番号	医療機器の名称	現行基準		改正案
		使用目的、効能又は効果	日本工業規格	日本工業規格
1	1 移動型アナログ式汎用X線診断装置 2 ポータブルアナログ式汎用X線診断装置 3 ポータブルデジタル式汎用X線診断装置 4 据置型アナログ式汎用X線診断装置 5 据置型デジタル式汎用X線診断装置 6 移動型デジタル式汎用X線診断装置	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
2	1 移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置 2 ポータブルアナログ式汎用一体型X線診断装置 3 ポータブルデジタル式汎用一体型X線診断装置 4 据置型アナログ式汎用一体型X線診断装置 5 据置型デジタル式汎用一体型X線診断装置 6 移動型デジタル式汎用一体型X線診断装置	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4102 Z4701 Z4703 Z4711	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
3	1 乳房撮影組合せ型X線診断装置	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用し、1台のX線高電圧装置を切換えて使用することで、乳房画像又は人体画像の診療情報を提供すること。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704 Z4751-2-45	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28 Z4751-2-45
4	1 据置型アナログ式汎用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式汎用X線透視診断装置 3 ポータブルアナログ式汎用X線透視診断装置 4 移動型デジタル式汎用X線透視診断装置 5 ポータブルデジタル式汎用X線透視診断装置 6 据置型デジタル式汎用X線透視診断装置	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
5	1 据置型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置 2 移動型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置 3 ポータブルアナログ式汎用一体型X線透視診断装置 4 移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置 5 ポータブルデジタル式汎用一体型X線透視診断装置 6 据置型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4102 Z4701 Z4703 Z4711	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
6	1 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置 3 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置 4 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
7	1 据置型アナログ式乳房用X線診断装置 2 ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置 3 移動型アナログ式乳房用X線診断装置 4 据置型デジタル式乳房用X線診断装置 5 移動型デジタル式乳房用X線診断装置 6 ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置	乳房を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して乳房画像情報を診療のために提供すること。	Z4751-2-45	Z4751-2-45
8	1 移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置 3 据置型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置 4 据置型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置	泌尿器及び婦人科用又はそのいずれかの透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28

9	1 腹部集団検診用X線診断装置 2 胸部集団検診用X線診断装置 3 胸・腹部集団検診用X線診断装置	集団検診を目的に、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
10	1 腹部集団検診用一体型X線診断装置 2 胸部集団検診用一体型X線診断装置 3 胸・腹部集団検診用一体型X線診断装置	集団検診を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。	Z4102 Z4701 Z4703 Z4711	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
11	1 歯科集団検診用パノラマX線撮影装置 2 アナログ式歯科用パノラマX線診断装置 3 デジタル式歯科用パノラマX線診断装置 4 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 5 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部又は歯牙及び顎部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。	Z4102 Z4701 Z4703 Z4711	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
12	1 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 2 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための歯牙及び顎部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。	Z4102 Z4701 Z4703 Z4711	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
13	1 頭蓋計測用X線診断装置	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
14	1 頭蓋計測用一体型X線診断装置	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。	Z4102 Z4701 Z4703 Z4711	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28
30	1 X線管装置	電気入力を診療の手段となるX線出力へと変換し、一部冷却用の熱交換器も含む電気機器であること。	Z4704	Z4751-2-28
364	1 X線CT組合せ型循環器X線診断装置	X線CT診断装置(患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供する装置)及び循環器用X線透視診断装置(循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供する装置)を具備し、X線CT診断と循環器用X線透視診断を同時に使用することが不可能なシステムであり、両方の撮影による画像を複合的に処理することで新たな診断情報を提供しないこと。	Z4701 Z4702 Z4703 Z4704 Z4751-2-44	T0601-1-3 Z4703 Z4751-2-7 Z4751-2-28 Z4751-2-44